

内部統制システムに係る監査の実施基準（新旧対照表）

平成 27 年 7 月 23 日
公益社団法人日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」（平成 23 年 3 月 10 日改正）を次のとおり改定する。

（注）改正箇所については、太下線を付して表示している。

>

新	旧
<p>内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人日本監査役協会 平成19年4月5日制定 平成21年7月9日改正 平成23年3月10日改正 <u>平成27年7月23日最終改正</u></p> <p>第1章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第1条</p> <p>本実施基準は、監査役監査基準（昭和50年3月25日制定。平成<u>27年7月23日最終改正。</u>）第<u>24</u>条第<u>9</u>項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p> <p>（内部統制システムの定義等） 第2条</p> <p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p>	<p>内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p style="text-align: right;">社団法人 日本監査役協会 平成19年4月5日制定 平成21年7月9日改正 平成23年3月10日<u>最終</u>改正</p> <p>第1章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第1条</p> <p>本実施基準は、監査役監査基準（昭和50年3月25日制定。平成<u>23年3月10日最終改正</u>）第<u>21</u>条第<u>9</u>項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p> <p>（内部統制システムの定義等） 第2条</p> <p><u>1.</u> 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p>

新	旧
<p>一 内部統制システム 監査役監査基準第<u>24</u>条第1項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 (省 略)</p> <p>九 監査役監査の実効性確保体制 監査役監査基準第<u>17</u>条に定める体制をいう。</p> <p>十 (省 略)</p> <p>十一 内部監査部門等 監査役監査基準第<u>37</u>条第1項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十二 補助使用人 監査役監査基準第<u>15</u>条に定める補助使用人をいう。</p> <p>十三 内部統制部門 監査役監査基準第<u>37</u>条第3項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十四～十七 (省 略)</p>	<p>一 内部統制システム 監査役監査基準第<u>21</u>条第1項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 (省 略)</p> <p>九 監査役監査の実効性確保体制 監査役監査基準第<u>14</u>条に定める体制をいう。</p> <p>十 (省 略)</p> <p>十一 内部監査部門等 監査役監査基準第<u>34</u>条第1項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十二 補助使用人 監査役監査基準第<u>14</u>条第2項第1号に定める補助使用人をいう。</p> <p>十三 内部統制部門 監査役監査基準第<u>34</u>条第3項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十四～十七 (省 略)</p>
<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p> <p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条</p> <p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p><u>二 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無</u></p> <p><u>三 事業報告に記載された内部統制決議の概要及び構築・運用状況の記載が適切でないと認める事由の有無</u></p> <p>(第2号に移動)</p> <p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締</p>	<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p> <p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条</p> <p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p>(第3号から移動)</p> <p><u>二 事業報告に記載された内部統制決議の概要等</u>の記載が適切でないと認める事由の有無</p> <p><u>三 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無</u></p> <p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締</p>

新	旧
<p>役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む。）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. ～5. （省 略）</p> <p>（内部統制決議に関する監査）</p> <p>第5条</p> <p>1. 一～三 （省 略）</p> <p>四 監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘（第5章に定める監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む。）の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。</p> <p>2. （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（第7条として独立）</p> <p style="text-align: center;">（第8条第1項と第5項に分けて移動）</p>	<p>役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. ～5. （省 略）</p> <p>（内部統制決議及び事業報告に関する監査）</p> <p>第5条</p> <p>1. 一～三 （省 略）</p> <p>四 監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘（第5章に定める監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む）の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。</p> <p>2. （省 略）</p> <p>3. <u>監査役は、内部統制決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 前号の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合</u></p> <p>4. <u>監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、第7条第3項に従い、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でない</u><u>と認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合も同様に対応するものとする。</u></p>

新	旧
<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. 監査役は、第3章各条に定める内部統制システムの各体制（本条及び第8条において「各体制」という。）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第3章各条第1項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第4章に定めるところに従い、監査役監査の実効性確保体制については第5章に定めるところに従い、監査役は監査を行い適切な措置を講じる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等（本実施基準において「会議等」という。）への出席及び代表取締役を含む業務執行取締役（本実施基準において「代表取締役等」という。）との定期的会合等を通じて、各体制の構築・運用の状況とそれに対する取締役（社外取締役を含む。）の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築・運用の状況等について代表取締役等に対して報告を求める。</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等から、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を受ける。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の構築・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役若しくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との連携を通じて、内部監査部門等が各体制の構築・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との連携のほか、内部統制部門に対して、各体制の構築・運用の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報</p>	<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. 監査役は、第3章各条に定める内部統制システムの各体制（本条及び次条において「各体制」という）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第3章各条第1項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第4章に定めるところに従い、監査役監査の実効性確保体制については第5章に定めるところに従い、監査役は監査を行い適切な措置を講じる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等（本実施基準において「会議等」という）への出席及び代表取締役を含む業務執行取締役（本実施基準において「代表取締役等」という）との定期的会合等を通じて、各体制の構築・運用の状況とそれに対する取締役（社外取締役を含む）の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築・運用の状況等について代表取締役等に対して報告を求める。</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求める。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の構築・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との関係を通じて、内部監査部門等が各体制の構築・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との関係のほか、内部統制部門に対して、各体制の構築・運用の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報</p>

新	旧
<p>告を受け、必要に応じて説明を求める。 7. (省 略)</p> <p><u>(内部統制システムに関する事業報告記載事項の監査)</u></p> <p><u>第7条</u> 監査役は、<u>内部統制決議の内容及び運用の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。</u></p> <p><u>一 重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合</u></p> <p><u>二 前号の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合</u></p> <p><u>(内部統制システムの不備への対応等)</u></p> <p><u>第8条</u> 1. <u>監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じて監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じて監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</u></p> <p>2. <u>監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の内容及び監査結果、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び結果等について、監査役会に報告するものとする。</u></p> <p>3. <u>監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の有無及びその内容を審議する。</u></p> <p>4. <u>前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの構築・</u></p>	<p>告を受け、必要に応じて説明を求める。 7. (省 略)</p> <p>(第5条第3項から独立)</p> <p><u>(内部統制システムの不備への対応等)</u></p> <p><u>第7条</u> (第5条第4項から移動)</p> <p>1. <u>監査役は、内部統制システムの監査において実施した監査の方法の内容、構築・運用の状況に関する監査結果、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び結果等について、監査役会に報告するものとする。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の有無及びその内容を審議する。</u></p> <p>3. <u>前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの構築・</u></p>

新	旧
<p>運用の状況や不備に関する監査役の所見、判断の根拠について説明のうえ、<u>改善対応などについて助言又は勧告を行う。</u></p> <p><u>5.</u> 前項の監査役会の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、<u>監査報告においてその旨を指摘するものとする。</u> <u>内部統制システムの構築・運用状況の概要に関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合も同様に</u>対応するものとする。</p> <p><u>6.</u> 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p>	<p>運用の状況や不備に関する監査役の所見、判断の根拠、<u>改善対応などについて</u>説明のうえ、助言又は勧告を行う。</p> <p><u>4.</u> 前項の監査役会の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</p> <p><u>5.</u> 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p>
<p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第9条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ(ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下第 <u>14</u> 条までの各条第2項について同じ。)、判断する。</p> <p>一～四 (省 略)</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等<u>及び</u>監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。</p>	<p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第8条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ(ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下第 <u>13</u> 条までの各条第2項について同じ)、判断する。</p> <p>一～四 (省 略)</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等<u>又は</u>監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。</p>

新	旧
<p>(損失危険管理体制に関する監査)</p> <p>第10条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一～四 (省 略)</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>構築・運用</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六～八 (省 略)</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第12条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一～三 (省 略)</p> <p>四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、<u>監査役監査基準第22条第1項各号に定める観点に適合した決定がなされることを確保する体制が構築・運用</u>されているか。</p> <p>(企業集団内部統制に関する監査)</p> <p>第13条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>一～二 (省 略)</p> <p>三 <u>子会社を利用して又は親会社及び株式会社の経営を支配している者(本基準において「親会社等」という。)</u>から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>2. 一 (省 略)</p>	<p>(損失危険管理体制に関する監査)</p> <p>第9条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一～四 (省 略)</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>整備</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六～八 (省 略)</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第11条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一～三 (省 略)</p> <p>四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、<u>経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が構築・運用</u>されているか。</p> <p>(企業集団内部統制に関する監査)</p> <p>第12条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>一～二 (省 略)</p> <p>三 子会社を利用して又は親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>2. 一 (省 略)</p>

新	旧
<p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な<u>啓発</u>活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三～四 (省 略)</p> <p>五 子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第<u>9</u>条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査役との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。</p> <p>六～八 (省 略)</p> <p>九 会社に親会社等がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社等の利益を不当に図る行為を防止する体制が構築・運用されているか。</p>	<p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な<u>啓蒙</u>活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三～四 (省 略)</p> <p>五 子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第<u>8</u>条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査役との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。</p> <p>六～八 (省 略)</p> <p>九 会社に親会社がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が構築・運用されているか。</p>
<p>第4章 財務報告内部統制の監査</p> <p>(財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第<u>14</u>条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>一 代表取締役及び財務担当取締役（本条において「財務担当取締役等」という。）が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク</p> <p>二～三 (省 略)</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価の基本計画を定めているか。</p>	<p>第4章 財務報告内部統制の監査</p> <p>(財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第<u>13</u>条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>一 代表取締役及び財務担当取締役（本条において「財務担当取締役等」という。）が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク</p> <p>二～三 (省 略)</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価の<u>ための</u>基本計画を定めているか。</p>

新	旧
<p>二 (省 略)</p> <p>三 財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について適切に判断・対応できる体制を構築・運用しているか（ただし、以下は例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な点に絞るものとする。）。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む。）</p> <p>ト～リ (省 略)</p> <p>四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。</p> <p>五 会計監査人が適正に監査を行う体制が構築・運用されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。</p> <p>六 (省 略)</p> <p>3. 会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に定める財務報告内部統制の評価報告（本条において「内部統制報告」という。）の対象となっている場合、監査役は、以下の方法により前項の判断を行う。</p> <p>一 財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする。）について、財務担当取締役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。</p> <p>イ 財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画と体制の状況</p> <p>ロ 財務報告リスク及び情報開示リスクの特定の妥当性（前項第 3 号に列挙される重要な事項に関するリスクについて適切に判断及び対応できる体制の状況を含む。）</p> <p>ハ 評価範囲の妥当性（重要な事業と拠点の特定を含む。）</p> <p>ニ～ル (省 略)</p> <p>二 金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に従い内部統制報告について監査証明を行う者（本条において「財務報告内部統制監査人」という。）</p>	<p>二 (省 略)</p> <p>三 財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について適切に判断・対応できる体制を構築・運用しているか。（ただし、以下は例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な点に絞るものとする）</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む）</p> <p>ト～リ (省 略)</p> <p>四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。</p> <p>五 会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。</p> <p>六 (省 略)</p> <p>3. 会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に定める財務報告内部統制の評価報告（本条において「内部統制報告」という。）の対象となっている場合、監査役は、以下の方法により前項の判断を行う。</p> <p>一 財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする）について、財務担当取締役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。</p> <p>イ 財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画と体制の状況</p> <p>ロ 財務報告リスク及び情報開示リスクの特定の妥当性（前項第 3 号に列挙される重要な事項に関するリスクについて適切に判断及び対応できる体制の状況を含む）</p> <p>ハ 評価範囲の妥当性（重要な事業と拠点の特定を含む）</p> <p>ニ～ル (省 略)</p> <p>二 金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に従い内部統制報告について監査証明を行う者（本条において「財務報告内部統制監査人」という）</p>

新	旧
<p>から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査役又は監査役会において報告を受ける。</p> <p>三 (省 略)</p> <p>四 財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人との間で、財務報告内部統制の評価範囲、評価方法、有効性評価等についての意見(会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項の範囲についての意見を含む。_)が異なった場合には、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人に対し、適時に監査役又は監査役会に報告するよう求める。</p> <p>五 (省 略)</p> <p>六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査役会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について開示すべき重要な不備(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号に定義される不備をいう。以下本条において同じ。_)が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該不備の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に及ぼす影響などについて確認のうえ、当該不備に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第4項の規定に従い監査報告の内容を検討する。</p> <p>4. 監査役は、本条に定める監査の方法その他会社法に定める監査活動を通じて、財務報告内部統制が第1項に定める重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役等に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、第8条第5項の規定に従い、内部統制システム監査について監査報告に記載すべき事項(重大な欠陥に該当するか否かを含む。_)を検討する。</p>	<p>から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査役又は監査役会において報告を受ける。</p> <p>三 (省 略)</p> <p>四 財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人との間で、財務報告内部統制の評価範囲、評価方法、有効性評価等についての意見(会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項の範囲についての意見を含む)が異なった場合には、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人に対し、適時に監査役又は監査役会に報告するよう求める。</p> <p>五 (省 略)</p> <p>六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査役会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について開示すべき重要な不備(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号に定義される不備をいう。以下本条において同じ)が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該不備の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に及ぼす影響などについて確認のうえ、当該不備に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第4項の規定に従い監査報告の内容を検討する。</p> <p>4. 監査役は、本条に定める監査の方法その他会社法に定める監査活動を通じて、財務報告内部統制が第1項に定める重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役等に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、第7条第4項の規定に従い、内部統制システム監査について監査報告に記載すべき事項(重大な欠陥に該当するか否かを含む)を検討する。</p>

新	旧
<p>また、会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査上の取扱いにつき意見交換を行う。会計監査人が当該情報の内容を十分考慮せず適正な会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性について監査報告に記載すべき事項を検討する。</p> <p>5. 監査報告作成後に、当該監査報告に係る事業年度の財務報告内部統制について開示すべき重要な不備の存在が判明した場合、監査役は、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人の双方から意見を聴取し、その内容や改善策などについて確認するとともに、必要に応じて当該事業年度に係る定時株主総会において監査報告との関係等について説明を行う。</p> <p>第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人に関する事項)</p> <p>第15条</p> <p>1. 一～三 (省 略)</p> <p>四 補助使用人に関する人事異動 (異動先を含む。)・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合</p> <p>五 <u>監査役から補助使用人に対する指示の実効性を制限・制約する事象が生じている場合</u></p> <p>六 その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(監査役報告体制)</p> <p>第16条</p> <p>1. 一～六 (省 略)</p> <p>七 <u>監査役に報告をした者又は内部通報システムに情報を提供した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合</u></p> <p>2. (省 略)</p>	<p>また、会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査上の取扱いにつき意見交換を行う。会計監査人が当該情報の内容を十分考慮せず適正な会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性について監査報告に記載すべき事項を検討する。</p> <p>5. <u>監査役</u>監査報告作成後に、当該監査報告に係る事業年度の財務報告内部統制について開示すべき重要な不備の存在が判明した場合、監査役は、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人の双方から意見を聴取し、その内容や改善策などについて確認するとともに、必要に応じて当該事業年度に係る定時株主総会において<u>監査役</u>監査報告との関係等について説明を行う。</p> <p>第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人に関する事項)</p> <p>第14条</p> <p>1. 一～三 (省 略)</p> <p>四 補助使用人に関する人事異動 (異動先を含む)・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合 (新 設)</p> <p>五 その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(監査役報告体制)</p> <p>第15条</p> <p>1. 一～六 (省 略) (新 設)</p> <p>2. (省 略)</p>

新	旧
<p>(内部監査部門等との<u>連携</u>体制等)</p> <p>第17条</p> <p>1. 監査役は、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一 第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との<u>連携</u>が実効的に行われていないと認められる場合</p> <p>二 前号に定めるほか、監査役と内部監査部門等との実効的な<u>連携</u>に支障が生じていると認められる場合</p> <p>三 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p><u>(監査費用)</u></p> <p>第18条</p> <p><u>監査役は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</u></p> <p>一 <u>日常の監査活動等に必要な費用について、予算措置等の監査費用の前払及び償還の手続が定められていない場合</u></p> <p>二 <u>監査役が必要と認める外部の専門家の助言を受ける費用の前払又は償還が受けられない場合</u></p> <p>三 <u>監査役 of 役割・責務に係る理解を深めるために必要な知識の習得や適切な更新等に適合した定期的研修等の費用の前払又は償還が受けられない場合</u></p> <p>四 <u>企業不祥事発生時の監査役 of 対応に係る費用等、臨時の活動に必要な費用について、費用の前払手続が定められていない場合</u></p> <p>五 <u>前各号に定める場合のほか、監査費用等 of 前払及び償還に関して、実効的な監査活動等の実施に支障が生じていると認められる場合</u></p>	<p>(内部監査部門等との<u>関係</u>体制等)</p> <p>第16条</p> <p>1. 監査役は、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一 第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との<u>関係</u>が実効的に行われていないと認められる場合</p> <p>二 前号に定めるほか、監査役と内部監査部門等との実効的な<u>関係</u>に支障が生じていると認められる場合</p> <p>三 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

以 上